

藤沢基署発 1001 第 2 号
令和 6 年 10 月 1 日

公益社団法人

神奈川労務安全衛生協会 藤沢支部 支部長 殿

藤沢労働基準監督署長

死亡災害防止のための取組の徹底について(緊急要請)

日頃から労働災害の防止につきまして御尽力いただいておりますこと、また、第 14 次労働災害防止計画の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 8 月末現在の神奈川県内における労働災害の発生状況において、死亡災害が 7 月に 3 件、8 月には 5 件発生しており、6 月末まで計 10 件であったところ、この 2 か月でほぼ倍増の 18 件となる異常な事態であります。14 次防神奈川計画の本年目標(死亡災害 26 人以下にする)の達成が危ぶまれる極めて憂慮すべき事態となっております。

特に、クレーン作業に係る死亡災害が 8 月に 3 件発生(概要は別紙リーフレットのとおりに)しており、由々しき事態となっております。

つきましては、県内の死亡災害発生状況を鑑み、死亡災害防止のための取組の徹底、特にクレーン災害の防止を強化する必要があることから、各事業場におかれましては、下記の基本遵守事項の徹底が図られますよう、緊急要請いたします。

記

基本遵守事項

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること。
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと。
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的を実施すること。
また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること
- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること。

- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること。
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること。
- 7 特に移動式クレーン作業(トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等)においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること(8月に転倒事故が発生しています)。